

3. 関連計画、特定建築物

(1) 関連計画

① 国の基本方針

耐震改修促進法第4条に基づき、国土交通省が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日 国土交通大臣告示第184号）の概要は、以下のとおりです。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

○住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。

○公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。

○所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める。）

また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。

○ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策についても推進。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

○住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標（この間に住宅の耐震改修は約100万戸、特定建築物の耐震改修は約3万棟の実施が必要）

○また、耐震診断については、耐震化率の目標達成のため、少なくとも、住宅は5年間で約100万戸10年間で約150～200万戸特定建築物は5年間で約3万棟、10年間で約5万棟の実施が必要。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

○建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。

○建築物の敷地の規定を新たに追加。

4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

○地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

○都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。

○耐震改修等の目標を策定。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表するとともに耐震化の目標を設定。

○地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載。

○所有者等に対する助成制度、パンフ詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業について記載。

○すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。

(資料出所：国土交通省ホームページ)

② 北海道（北海道耐震改修促進計画）

この計画は、耐震改修促進法に基づき策定されたもので、平成19年度～平成27年度を計画期間とします。

その概要は以下のとおりです。

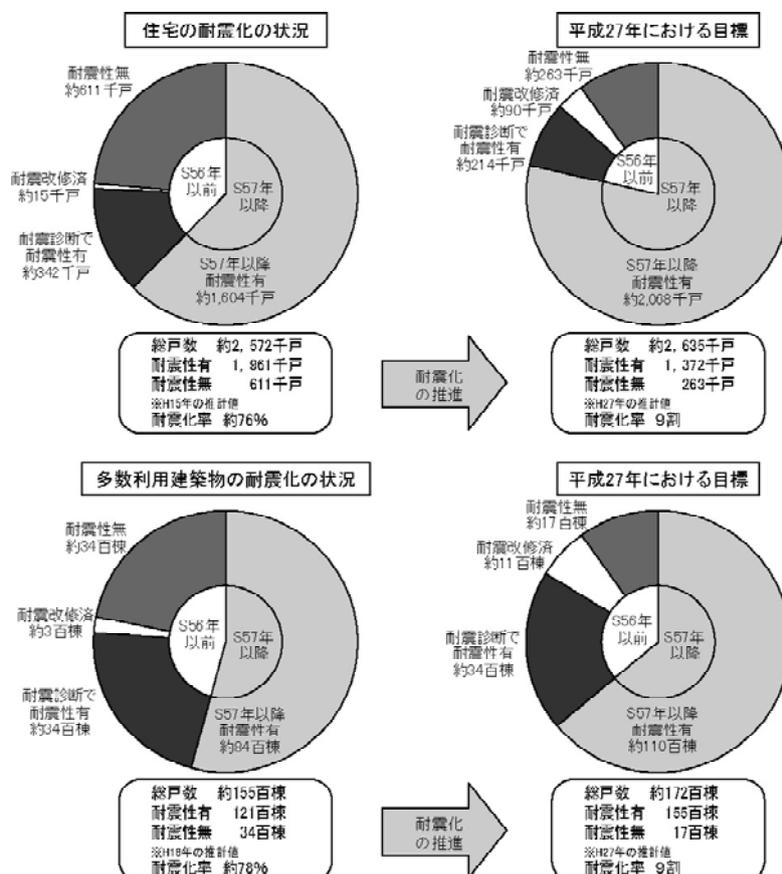
- ・住宅及び建築物の平成27年度における耐震化目標を9割と設定。

(現況：住宅の耐震化率約76%、多数利用建築物の耐震化率約78%)

- ・施策の展開方向として下記に示す3つを掲げ、住宅・建築物耐震改修等事業など、国庫補助の活用を図りながら効率的、効果的な施策を講じるものとしている。

○基本的方向

- 1 安心して耐震診断・改修が行える環境整備
- 2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及
- 3 耐震診断・改修を担う人材の技術的向上



③ 東川町の関連計画

ア プライムタウンづくり計画 2 1-1 (関連箇所を段落単位で抜粋)

東川町の総合計画は、プライムタウンづくり計画 2 1-1 と呼ばれており、計画期間は平成20年度から24年度です。

人口、世帯数は、平成24年の想定人口が7,850人、3,435世帯、平成29年では、8,000人、3,700世帯としています。

この計画では、東川町の防災行政は、以下のように定められています。

施策の大綱 2) 人にやさしく健康をささえるまちづくり

(5) 安全安心な環境

住民の尊い生命・財産を事故や災害等から守るため、消防・防災・交通安全・防犯等意識の高揚と設備の強化充実を図り、安全安心なまちづくりに努めるとともに、犯罪や非行防止のため、生活環境の浄化対策と防犯施設の整備に努めます。

施策の大綱 3) 人と自然が共生するまちづくり

(4) 緑あふれる美しい住環境

景観行政団体を意識した、特色ある自然豊かな居住空間を確保するとともに、高齢者や子育て世帯を対象とした公営住宅の整備に努めるとともに、良質で低廉な宅地供給を、地域特性や民意を反映しながら提供します。

町民の憩いの場となり、子供たちが安全で楽しく遊べる公園の整備や公共施設周辺の景観や生活環境に配慮し緑化を推進します。

施策の方向

1-1. 義務教育

(1) 東川小学校の建替えを実施するとともに、各学校の耐震化及び施設の適正な維持管理に努めます。

2-5. 防災

(1) 地域防災計画・浸水想定区域・国民保護計画の見直し

(2) 防災意識の普及と防災組織の育成

(3) 防災体制の整備充実

(5) 防災無線の更新

3-4. 緑あふれる美しい住環境

(5) 耐震改修の促進・啓発

・東川町耐震改修促進計画を策定し、耐震改修の啓蒙・促進に努めます。

5-3. 行政

(1) 公共施設の維持管理の推進

・周辺の景観の維持向上が図られるよう、公共施設の適切な維持管理と景観保全に努めます。

イ 町独自の都市計画指定

東川町の市街地は、都市計画法の指定を受けず、町独自の都市計画を進めています。また、平成14年4月に、自然環境保全、景観形成、土地利用計画を網羅した「美しい東川の風景を守り育てる基本計画及び条例」を制定しています。市街地地域は、商店街地区、住宅地区、工場地区に区分し、建物の混在の抑制と道路等基盤施設の計画的な確保により災害に強いまちづくりを進めています。

ウ 地域防災計画

平成18年3月に改定された東川町地域防災計画では、以下のことが定められています。

① 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置は、3段階で行われる。

- ・ **第1配備(準備態勢)** ① 気象業務法に基づく気象に関する情報又は注意報、警報を受けたとき ② 震度4の地震が発生したとき ③ その他特に本部長が必要と認めたとき
- ・ **第2配備(警戒態勢)** ① 震度5の地震が発生したとき ② 局地的な災害発生が予想される場合又は災害が発生したとき ③ その他特に本部長が必要と認めたとき
- ・ **第3配備(出動態勢)** ① 震度6以上の地震が発生したとき ② 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき ③ 予想されない重大な災害が発生したとき ④ その他特に本部長が必要と認めたとき

② 地震発生時の防災対策本部各班の業務分担

企画総務 <総務班>

- 町有財産の警防及び応急対策に関すること
- 避難所の設置計画及び実施に関すること
- 町有財産の被害調査及び復旧対策に関すること
- 一般的被害（人的被害、住宅被害、非住宅被害）の調査に関すること

<企画班>

- 住民に対する災害情報の広報に関すること

産業振興 <商工観光班>

- 観光施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること

<福祉班>

- 住民の避難誘導に関すること
- 救護施設の設置計画及び実施に関すること
- 福祉施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること

- <衛生班>
 - 所管医療施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること
 - 医療救護所の運営に関すること
 - 医療施設の警防及び災害普及対策に関すること
- 都市建設 <土木班>
 - 障害物の除去に関すること
- <都市施設班>
 - 一般住宅及び公的施設の被害調査、応急対策に関すること
 - 避難収容施設及び住宅の応急修理に関すること
 - 災害時の建設用資材の確保、供給に関すること
 - 被害住宅復興資金に関すること
 - 被災地の住宅建築指導に関すること
 - 応急仮設住宅の建設に関すること
 - 住宅金融公庫特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関すること
 - 災害時における住宅建設計画事業の立案に関すること
 - 公共施設、公園施設等の被害調査及び復旧に関すること
- 生涯学習 <学校教育班>
 - 文教施設の被害調査及び復旧対策に関すること
- <社会教育班>
 - 社会教育施設の被害調査及び復旧対策に関すること

③ 地震に関する情報の伝達計画

地震に関する情報は、一定以上の地震が発生したとき札幌管区气象台及び旭川地方气象台が発表する。地震情報は以下のものである。

表 地震情報

区 分	地震情報の内容
震度情報	震度3以上が観測された場合には、地震発生後2分程度で地名を発表し、テレビ、ラジオなどの情報により知ることができる。
震源・震度に関する情報	道内で震度3以上が観測された場合、震度速報に続き、次の項目について発表する。 a 震度3以上の揺れが観測された地域名 b 大きな揺れが観測された市町村名 c 震度データの入手できていない市町村名
震度に関する情報	道内の観測点で震度1以上を観測した場合、又は北海道の津波予報区に津波予報が発表された場合に震度観測点の地名を発表する。

エ 住宅・建築物耐震化促進計画

平成18年12月に東川町住宅・建築物耐震化促進計画が策定されています。

この計画において、今後、耐震診断、耐震改修を促進するための基本施策として、①耐震診断、耐震相談に応じられる相談の受け付け、②耐震診断、耐震改修に関する普及啓発、耐震診断講習会の開催を推進することとしています。

耐震化の目標として国の耐震化の目標に基づき、住宅の耐震化率の目標は、平成27年度までに90%とするとしています。公共建築物では、特に小学校、中学校を中心に耐震改修長期計画を策定し、耐震化の目標を平成27年度までに90%とすることとしています。

実施計画として、平成19年度は耐震改修促進計画の策定、20年度以降は、戸建て住宅耐震化の普及啓発などを想定しています。

オ 東川町第2期住宅マスタープラン

平成16年3月に策定された東川町第2期住宅マスタープランは、「～人と自然がおりなす 輝きの大地 ひがしかわ～の構築を目指す総合的な住宅施策の展開」を計画理念とし、3つの住宅施策の目標を掲げ、住宅施策の推進を行っています。

目標3として、「長寿社会における安全・安心な住宅・住環境づくり」を定め、住宅施策の方針7において、「高齢者に安全な住宅建設の促進」を掲げています。

具体的には、町民の生活の基本となる住宅について、新築時におけるバリアフリー設計の普及と既設住宅のリフォームの促進を図り、長寿社会における良質な住宅ストックの形成を進め、高齢者が在宅で生活できる環境づくりに努めます。

<施策例>

- 「東川町長寿社会対応住宅設計指針」に基づく、新築やリフォームを促進
- バリアフリー住宅の新築やリフォームを予定する町民が気楽に相談できる環境づくり
- 各種リフォーム融資について、窓口等を通じて情報提供
- 住宅改修費を含めた介護保険の適正な運用とサービス提供
- 高齢者住宅改修助成事業、身体障がい者住宅改修助成事業について利用の促進

カ 東川町公共賃貸住宅ストック総合活用計画

平成16年3月に策定された東川町公共賃貸住宅ストック総合活用計画は、東川町の公共賃貸住宅（公営住宅及び特定公共賃貸住宅）の整備、管理の基本理念を、「人と自然がおりなす 輝きの大地 東川」を目指した公共賃貸住宅とし、その施策目標として、（目標1）自立可能な地域の創造を目指した住宅・住環境づくり、（目標2）美しい東川の風景を守り育てる住宅・住環境づくり、（目標3）長寿社会における安全・安心な住宅・住環境づくりと定め、平成16年度から25年度までの期間で、公共賃貸住宅の建て替え・新規建設を58戸、用途廃止を60戸計画しています。さらに、平成26年度から35年度までの期間で、建て替え・新規建設を48戸、用途廃止を76戸計画しています。

この計画が完了すると、昭和56年以前に旧基準で建設された住宅は全て用途廃止・解体されることとなります。

(2) 特定建築物

① 概 数

耐震改修促進法において、「(第6条)地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(=第8条の耐震関連規定)に適合しない建築物で同法3条2項の規定の適用を受けているもの(以下特定建築物という)の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない」としています。

東川町には、現在、以下の特定建築物があります。

耐震改修促進法においては、多数の利用者のある一定規模以上の建築物(以下「特定建築物*」という。)の所有者は、耐震改修に努めなければならないと定められています。

東川町における特定建築物は、第1号が9件、第2号が7件、第3号が該当なしの、計16件です。

* 特定建築物

耐震改修促進法に定める多数の利用者がある一定規模以上の建築物。これらの建築物については所管行政庁(本町においては北海道)が、所有者に対して耐震化の指導・助言を実施し、指導に従わないものに対しては指示及び公表し、更に安全性に問題のあるものには勧告、命令を行うことが定められている。

表 東川町の特定建築物の概要

区 分	件 数
多くの者が利用する特定建築物(第1号)	9件
危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物(第2号)	7件
多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物(第3号)	なし
合 計	16件

東川町調べ(平成19年10月)

② 第1号特定建築物

町が所有する建築物で、多くの者が利用する建築物（第1号特定建築物*）は、全町で6件あります。小学校4件、中学校1件、役場庁舎1件です。

民間等（公共以外）では、ホテル・旅館が計3棟あります。

表 第1号特定建築物の概要

区 分	件 数	摘 要
町 所 有	6 件	
民間の所有	3 件	
合 計	9 件	

東川町調べ（平成19年10月）

*** 第1号特定建築物**

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの。

詳しくは（参考1）を参照のこと。

(参考1) 耐震改修促進法第6条1号に規定する建築物（第1号特定建築物）

規模	用途
2階以上かつ 500㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所
2階以上かつ 1,000㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校 ・老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
階数に関係なく 1,000㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館（一般公共の用に供されるもの）
3階以上かつ 1,000㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校以外の学校 ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ・病院、診療所 ・劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・集会場、公会堂 ・展示場 ・卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ホテル、旅館 ・賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿 ・事務所 ・博物館、美術館、図書館 ・遊技場 ・公衆浴場 ・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く） ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ・郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物

③ 第2号特定建築物*

危険物の貯蔵等の用途に供する建築物は、民間の給油取扱所（スタンドなど）が7施設です。

表 第2号特定建築物の概要

区 分	件 数	摘 要
町 所 有	0 件	
民間の所有	7 件	
合 計	7 件	

東川町調べ（平成19年10月）

* 第2号特定建築物

火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理の用途に供する建築物。詳しくは（参考2）を参照のこと。

（参考2）耐震改修促進法第6条2号に規定する建築物（第2号特定建築物）

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	1 0 t
イ 火薬	5 t
ロ 爆薬	5 0 万個
ハ 工業雷管及び電気雷管	5 0 0 万個
ニ 銃用雷管	5 0 万個
ホ 信号雷管	5 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空砲	5 万個
チ 信管及び火管	5 0 0 k m
リ 導爆線	5 0 0 k m
ヌ 導火線	5 万個
ル 電気導火線	2 t
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	1 0 t
カ その他火薬を使用した火工品 その他爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 3 0 t 可燃性液体類 2 0 m ³
④ マッチ	3 0 0 マッチトン（※）
⑤ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く） 2 万 m ³	2 万 m ³
⑥ 圧縮ガス	2 0 万 m ³
⑦ 液化ガス	2, 0 0 0 t
⑧ 毒物及び劇薬取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 2 0 t 劇物 2 0 0 t

※ マッチトンはマッチの計量単位。

1 マッチトンは、並列マッチ（56×36×17mm）で7,200 個、約120 k g

④ 第3号特定建築物

道道旭川旭岳温泉線の旭川境界から東町1丁目1番の区間及び交差点から役場庁舎までの区間が、北海道により「地震時に通行を確保すべき道路」の指定を受けています。

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物（第3号特定建築物*）は、東川町には存在していません。

*** 第3号特定建築物**

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路（地震時に通行を確保すべき道路）に接するもの。詳しくは（参考3）を参照のこと。

表 第3号特定建築物の概要

区 分	件 数
第3号特定建築物の概要	該当する建築物 なし

東川町調べ（平成19年10月）

（参考3）耐震改修促進法第6条3号に規定する建築物（第3号特定建築物）

- ・ 幅員12m以下の場合 6m+前面道路までの水平距離
- ・ 幅員12mを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離+前面道路までの水平距離

